



2025（令和7）年度



名張市保育利用のしおり

1. はじめに	P 1	5. 保育利用の申込みに必要な書類	P 1 3
2. 保育を利用できる方	P 1	6. 利用調整	P 1 6
✿子どものための教育・保育給付認定区分	P 2	✿調整方針	P 1 7
✿保育を必要とする事由	P 2	✿二次受付について	P 1 7
✿保育必要量に応じた区分	P 3	✿名張市保育利用調整基準	P 1 8
✿保育利用時間	P 3	7. 保育料等	P 2 0
✿教育・保育給付認定区分と保育 必要量区分のフローチャート	P 4	8. 休日保育	P 2 4
3. 保育施設等の案内	P 5	9. 給食	P 2 4
✿保育施設・事業	P 5	10. その他	P 2 4
✿保育施設一覧表	P 6	✿保育利用時の注意事項	P 2 4
4. 2号・3号認定申請と保育利用の 申込み	P 7	✿育児休業中の保育利用	P 2 5
✿4月1日からの保育利用	P 7	✿広域利用	P 2 5
✿育児休業明けの保育利用	P 8	✿一時預かり	P 2 5
✿年度途中の保育利用	P 1 2	✿申請書記入例・記入上の注意	P 2 6
		✿名張市公式 LINE	

2025（令和7）年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生 年 月 日
0歳児	2024（令和 6）年 4月 2日 以降（満6か月）
1歳児	2023（令和 5）年 4月 2日～2024（令和 6）年 4月 1日
2歳児	2022（令和 4）年 4月 2日～2023（令和 5）年 4月 1日
3歳児	2021（令和 3）年 4月 2日～2022（令和 4）年 4月 1日
4歳児	2020（令和 2）年 4月 2日～2021（令和 3）年 4月 1日
5歳児	2019（平成31）年 4月 2日～2020（令和 2）年 4月 1日

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市 福祉子ども部 保育幼稚園室

TEL <0595> 63-7919

【URL】 <https://www.city.nabari.lg.jp/>

名張市ホームページ→子育て・教育→保育所（園）・幼稚園・認定こども園・地域型保育→保育の利用申込み



- ・このしおりには、保育所（園）・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業（以下、保育施設等と記載します）の利用申込みの手続きの説明や必要な書類等について記載しています。
- ・申込みをされる方は、このしおりをよくご覧になって手続きをしてください。
- ・申込み方法、利用調整基準、保育料は公立保育所・私立保育園・私立認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業とも共通です。

1. はじめに

保育施設等を利用できるのは、保護者の就労や疾病等により子どもを家庭で保育できない場合です。

「下の子に手がかかるから」「来年学校に入るから」「集団生活に慣れさせたいから」「友達やあそぶ場所がほしいから」などの理由では利用できません。

各保育施設等には定員があり、利用できる子どもの人数に限りがあることから、保育の利用希望者数が定員を超えた場合は、ご希望の保育施設等が利用できないことがあります。また、ごきょうだいが別々の保育施設等になることや、利用できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

※下記の点にご注意ください

・一次受付において、申込受付期間内（9/27～10/11）に必要な書類を提出されない場合は一番低い調整点になります。ただし、締切までに就労証明書等の提出が間に合わない場合は必ず就労確約書を提出し、最終提出期限日（12/20）までに差替えの書類を市役所保育幼稚園室へ再提出してください。また、記載内容と事実が異なる場合には保育利用の決定が取消しとなる場合がありますのでご注意ください。

・いかなる場合であっても、一次受付期間後の申込みは一切受け付けません。二次申込みをしていただくことになります。

・申請後に辞退を希望する場合は「辞退届」の提出が必要です。必ず、保育幼稚園室にお申し出ください。**辞退届の提出がない場合保育料等がかかる場合がありますのでご注意ください。なお辞退届提出後の撤回及び遡っての辞退はできません。**

2. 保育を利用できる方

保育施設等を利用できるのは、原則、名張市にお住まいで住民登録があり、保育認定（2号認定・3号認定）を受けた方で、概ね2か月以上の利用が見込まれる方です。認定された場合、「支給認定証」を名張市より交付します。

認定は保育必要量等の認定です。利用決定ではありません。

なお、名張市在住の方が他市区町村の保育施設を利用したい場合や、他市区町村在住の方が名張市の保育施設を利用したい場合は、「広域利用」の制度があります。

「広域利用」を利用する場合は、お住いの市区町村に申込みをしてください。

（P 2 5 参照）



※子どものための教育・保育給付認定区分

教育・保育 給付認定区分	給付の内容	対象者	利用できる施設・事業
1号認定 ※1	教育標準時間	満3歳以上で教育を希望する子ども 保育の利用はできません ※2	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	保育短時間 保育標準時間	満3歳以上で保育が必要な事由に該当し、保育を利用できる子ども	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	保育短時間 保育標準時間	満3歳未満で保育が必要な事由に該当し、保育を利用できる子ども	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業

※1 1号認定は、入園内定後、各園へ直接申請していただきます。

※2 教育標準時間を超えた利用（預かり保育）は、各園に申請してください。

※保育を必要とする事由

保育を必要とする事由			認定できる期間
①	就労	保護者が日常、家庭外での仕事や、家庭内での家事以外の仕事をしているため、保育ができない場合（収入を得ることを目的とするものに限る。） ※1 月に48時間以上の労働に従事	最長、就学前まで
②	妊娠・出産	母親が出産前後のため保育ができない場合	出産予定日4か月前から出産後6か月を経過する日の属する月の末日まで
③	保護者の 疾病・障がい	保護者が疾病、負傷または障がいがあるため、保育ができない場合	診断書の場合は記載されている治療（見込み）期間の最終日の属する月の末日または年度末の短い方の期間 手帳の場合はその期間
④	介護・看護	同居の親族に長期にわたる病人や、障がいのある人がいて、保護者がいつもその介護・看護にあたっているため保育ができない場合 ※1 月に48時間以上の介護・看護に従事	診断書の場合は記載されている治療（見込み）期間の最終日の属する月の末日または年度末の短い方の期間 手帳の場合はその期間
⑤	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害によって家を失い、または破損し、その復旧のため、保育ができない場合	災害復旧まで
⑥	求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	最長90日間
⑦	就学	学校教育法に定める学校等、または公共職業能力開発施設等に通学している場合 ※1 月に48時間以上の就学	学校等に通っている期間
⑧	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	必要な期間
その他、上記に類する状態として市長が認める場合			市長が認める期間

※上記の事由によって認定されても、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、保育の認定が取り消され、保育施設等が利用できません。また、保育の認定には有効期間があり、有効期間の満了後、引き続き保育施設等の利用を希望する場合は、再度待機登録（教育・保育給付認定の申請）をしていただく必要があります。

※上記の事由に該当しない場合でも、「一時預かり」はご利用できます。（P25参照）

☆保育必要量に応じた区分

保育の認定を行う場合、同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量には「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があります。保護者の保育を必要とする事由や労働時間等により認定します。

保育必要量区分	利用できる時間	内 容
保育標準時間	一日最大11時間 ◆就労等の実態に合わせて必要な時間の利用となります。	原則、就労等の時間が120時間以上の方 ※保育標準時間の認定となる方であっても、保育短時間の希望をされる場合は、変更可能
保育短時間	一日最大8時間 ◆午前8時30分から午後4時30分までの利用となります。	原則、就労等の時間が120時間未満の方 ※保育短時間の認定となる方であっても、勤務時間帯の関係から、常態として保育短時間での利用を超えて利用せざるを得ないと認められた場合等は、保育標準時間の認定を受けることも可能



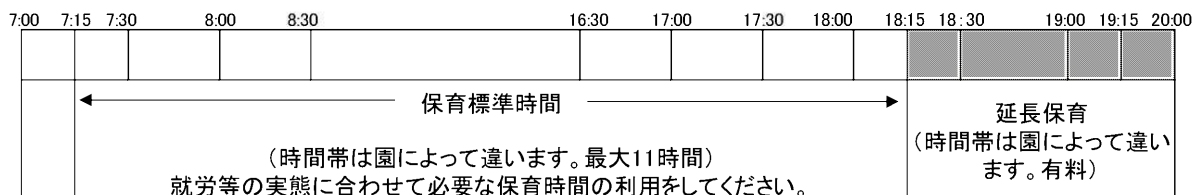
☆保育利用時間

それぞれの保育施設等によって開所時間等が決められていますが、それとともに保育必要量に応じた利用時間が決められています。利用時間から外れた時間に利用する場合、または一日に利用できる最大の時間の範囲を超えて利用する場合は、延長保育（有料）となります。

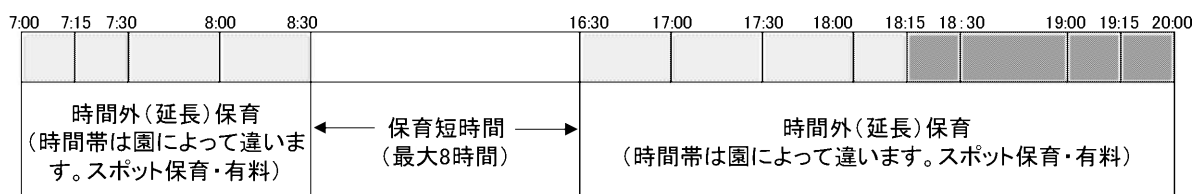
延長保育は継続的な利用のほかに、必要なときに1回ずつ利用できるスポット保育があります。利用される方は、利用決定後に保育施設等にお申込み下さい。

開所時間が11時間未満の施設では、保育標準時間の認定を受けても開所時間を超えての利用はできませんのでご注意ください。各施設の開所時間はP6の一覧をご覧ください。延長保育時間は、開所から11時間を超えた部分の時間帯となります。

【保育標準時間利用の場合の保育時間】の一例

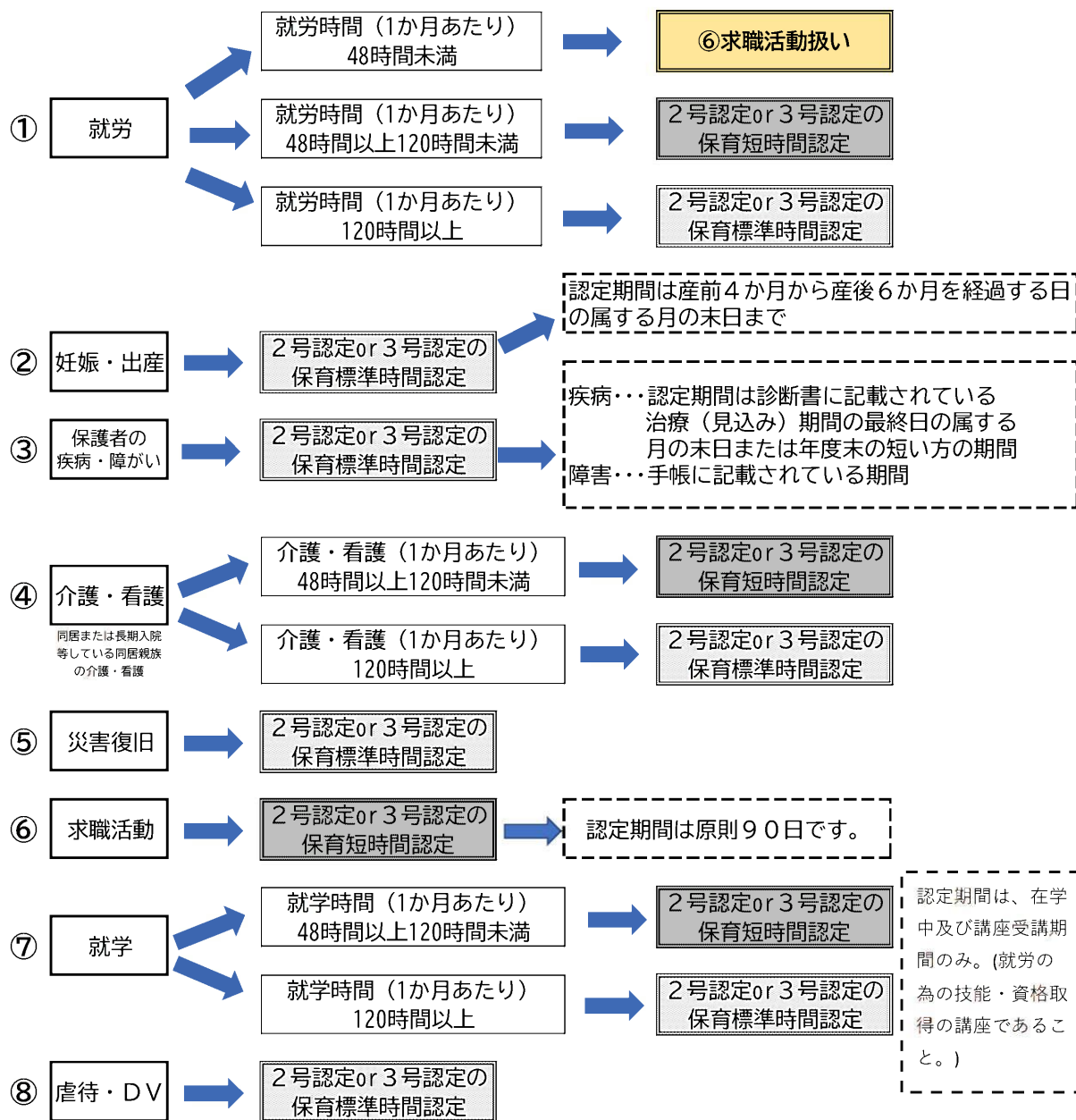


【保育短時間利用の場合の保育時間】



☆教育・保育給付認定区分と保育必要量区分のフローチャート

このチャートに従って、当てはまる支給認定区分や保育必要量区分を確認してください。



◎支給認定区分

- ★1号認定・・・満3歳以上で、2号認定以外の子ども
- ★2号認定・・・満3歳以上で、保育を利用できる子ども
- ★3号認定・・・満3歳未満で、保育を利用できる子ども

◎保育必要量区分

- ★保育標準時間認定・・・就労等の時間が120時間以上の方
- ★保育短時間認定・・・就労等の時間が120時間未満の方
ただし、1か月の就労等の時間が120時間に満たないものの、
勤務時間帯の関係から常態として保育短時間認定での利用
時間を超えて利用せざるを得ないと認められた場合等は、
保育標準時間認定を受けることも可能
保育標準時間該当の方は希望により保育短時間に変更可能

※妊娠・出産要件等期間限定で保育の利用をする場合は、利用期間終了後継続して保育施設等の利用はできません。引き続き利用を希望する場合は、待機登録（教育・保育給付認定の申請）が必要です。

保育の利用開始時点で期間限定の利用ではない方で、育児休業を取得する場合、産後6か月を経過する日の属する月の末日時点で、すでに保育施設等を利用し、かつ育児休業給付金があるなどの条件を満たす場合は引き続き短時間認定での利用ができます。
（詳細についてはP25参照）

3. 保育施設等の案内



☆保育施設・事業

名張市が確認する保育施設及び認可・確認する事業には次のものがあります。

◇保育所

保護者が共に働いていたり病気などで家庭での保育ができなかったりする保護者に
かわって、乳幼児を保育する「児童福祉施設」です。

※名張市内の保育所には公立保育所と私立保育園がありますが、制度上はすべて「保
育所」となりますので、このしおりに「保育所」と記載していても私立保育園を含み
ます。

◇認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の
子育て支援も行う施設です。

◇地域型保育事業

保育所や認定こども園より少人数の単位で、0歳児から2歳児の子どもを預かる施設です。

名張市では次の3種類の事業があります。

地域型保育事業を利用できるのは、原則、生後満6か月以上の0歳児から2歳児までです。

年度途中で満3歳になった児童はそのまま年度末まで利用できますが、3歳になった次
年度は転所となります。

○家庭的保育事業・・・家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を
対象にきめ細かな保育を行います。

○小規模保育事業・・・少人数（定員6人～19人）を対象に、比較的小規模で、
きめ細かな保育を行います。

○事業所内保育事業・・・企業の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと
地域の子どもを一緒に保育します。

市の教育・保育施設一覧



※保育施設（2号・3号認定利用）一覧表



	施設名 (法人名)	定員 (2・3号認定)	電話番号	所在地	開所時間	延長 保育	休日 保育	障がい 保育	年齢
公立 保育所	薦原保育所	40	63-5827	薦生1590-2	8:00~18:00 (土)8:00~13:00			○	1~5
	錦生保育所	45	63-1194	安部田2262-1	8:00~18:00 (土)8:00~13:00			○	0~5
	赤目保育所	120	63-2803	赤目町檀448-3	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
私立 保育園	昭和保育園 (福)名張市社会福祉協議会	130	63-1767	丸之内67-10	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	名張西保育園 (福)弘仁会	120	63-0577	南町506	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○	※1	○	0~5
	比奈知保育園 (福)弘仁会	70	68-2023	下比奈知 1527-1	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	滝之原保育園 (福)弘仁会	50	68-2993	滝之原1056	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	つつじが丘保育園 (福)つつじ会	30	48-5033	つつじが丘 北7-207	7:15~18:15 (土)7:15~18:00				0~2
こども 立も 認定 園	富貴の森こども園 (福)任天会	117	42-8980	富貴ヶ丘 6-42-21	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	認定こども園名張よさみ幼稚園 (学)廣瀬学園	100	64-2665	夏見545	7:30~19:00 (土)7:30~18:30	○		○	0~5
	蔵持こども園 (福)任天会	105	63-4590	蔵持町原出1668	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	みはた虹の丘こども園 (福)名張育成会	135	65-3065	新田1005	7:00~20:00 (土)7:00~19:00	○		○	0~5
	認定こども園つつじが丘幼稚園 (学)藤森学園	60	68-3451	つつじが丘北3-7	7:15~18:15 (土)7:15~18:00			○	2~5
	名張さばうのこども園 (福)名張厚生協会	70	63-3280	丸之内55-5	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	みのわこども園 (福)よさみ福祉会	140	63-2802	夏見357-3	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	西田原こども園 (福)こもはら福祉会	90	65-3263	西田原2340-1 ※3	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	ききょうこども園 (福)こもはら福祉会	135	65-0827	桔梗が丘 3-4-411-2	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
保 家 育 庭	Hoppe(ほっぺ)	5	080-9263- 5228	桔梗が丘 3-4-41-46	8:00~18:00 (月~金)				0~2
小規模 保育事業	おるすばんハウス ひまわり園	12	42-8922	桔梗が丘 3-4-12	8:00~19:00 (土)8:00~13:00	○ ※2			0~2
	マザーランド	12	080-9113- 3443	桔梗が丘 3-4-43-43	8:00~18:00 (土)8:00~17:00				0~2
	ニチイキッズきょうだい保育園 (株)ニチイ学館	19	62-5001	希央台1-23 ヌーベルタワー1階	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○			0~2
	なばりひやわんこども園 (有)タバタ米穀	12	51-6156	元町376 イオン名張店3階	7:30~18:30 (土)7:30~18:00				0~2
	第二かな保育園 (福)おきつ福祉会	19	64-0415	木屋町812-2	7:00~19:00 (土)7:00~18:00	○			0~2
保 育 業 所 事 業 内	かな保育園 (福)おきつ福祉会	40 (内地域枠30)	62-0415	鴻之台1-202	7:00~19:00 (土)7:00~18:00	○			0~2
	スマイル保育園 (株)ハッピーウェルネス	19 (内地域枠16)	41-1151	東田原336-2	8:00~19:00 (土)8:00~16:00				0~2

※1 名張西保育園の休日保育は、名張市内の保育施設・事業利用児が受け入れ対象です。

事前に登録が必要です。休日保育を利用する場合は、原則平日に代替日を設定する必要があります。

※2 おるすばんハウスひまわり園は開所時間以外の保育は、認可外(有料)での対応となりますので施設へご確認ください。

※3 西田原こども園は令和7年4月に移転改築予定です。

◇0歳児については、満6か月から利用できます。

◇延長保育は別途料金が必要です。

◇土曜日は、原則保護者が就労しているとき等の利用となります。

就労以外の理由で保育が必要となった時は、事前に保育施設に申し出てください。

◇表中、(福)は社会福祉法人、(学)は学校法人、(株)は株式会社、(有)は有限会社です。

◇西田原保育園、桔梗が丘保育園は令和7年4月より認定こども園(西田原こども園、ききょうこども園)

へ移行予定です。

○幼稚園・認可外保育施設については、右のQRコードを読み取り、名張市HPの施設一覧からご確認ください。



4. 2号・3号認定申請と保育利用の申込み

※令和7年
4月1日から
保育を受けたい方

平成31年4月2日から令和6年10月1日までに生まれた児童で保護者・児童ともに名張市に住民登録のある児童が対象です

○申込書類の配布場所と期間

- ・各保育施設、市役所保育幼稚園室で配布
- ・令和6年9月24日（火）～10月11日（金）
土日祝除く 午前8時30分～午後5時15分まで

○申込受付期間と受付場所【一次受付】

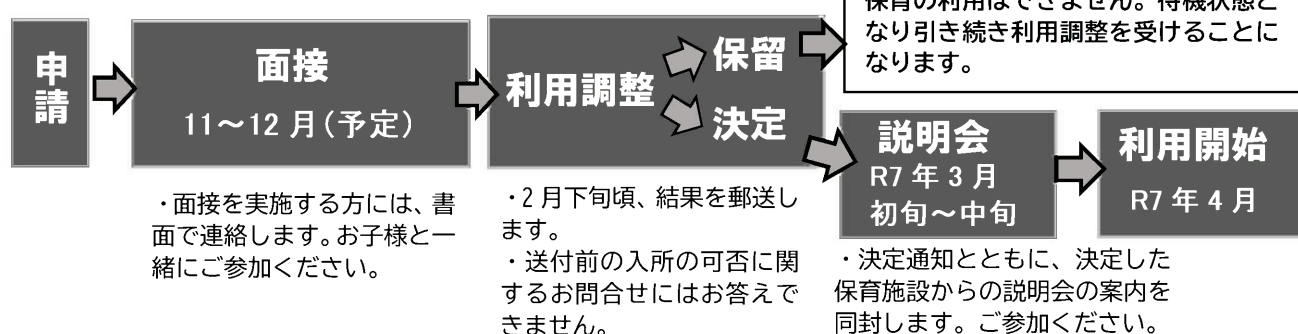
- ・令和6年9月27日（金）～10月11日（金）
土日祝除く 午前8時30分～午後5時15分まで
- ・利用第1希望の保育施設へ提出してください。
（郵送での提出はできません。）※期間・時間厳守

※申請時点で名張市に住民登録がなくても申込みことはできますが、名張市に転入するまでは仮認定になります。転入手続き後、必ず市役所保育幼稚園室へお越しください。（令和7年3月31日までに転入している必要有）利用が決定した場合でも、令和7年3月31日時点で名張市に住民登録の確認ができない場合は、決定取消しとなります。

○ご用意いただく書類

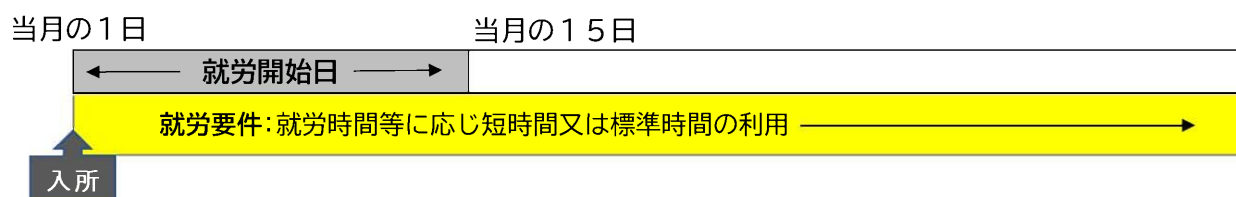
必要な書類の一覧・記載例など、詳しくはP13～15およびP26～29をご覧ください。

○申込みをしたあとの流れ



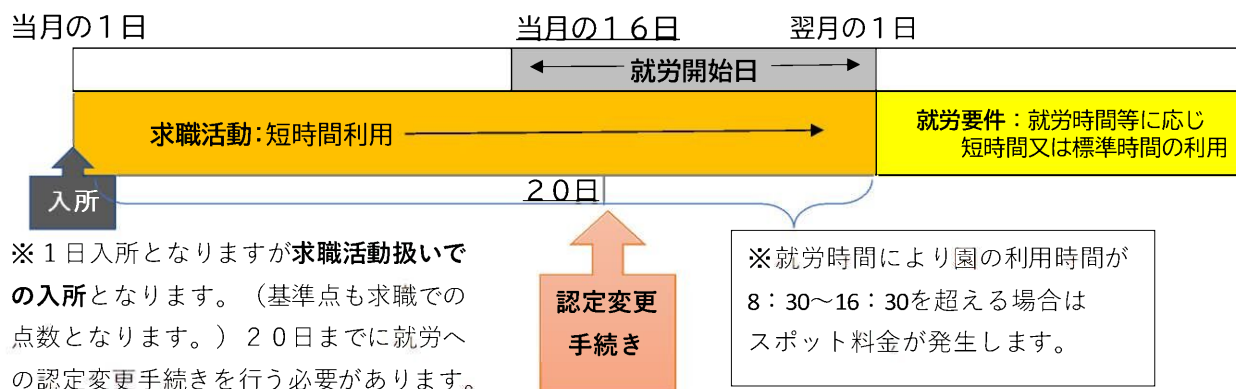
○就労で入所の場合の就労開始日や入所要件について（育休明け保育は除く）

【1日～15日までに就労を始める場合】 ※入所日から保育料がかかります。



【16日以降に就労を始める場合】

※入所日から保育料がかかります。



※ 育休明けに保育を受けたい方(前期分)

前期:復職日が 4/16~10/1

出産後に育児・介護休業法に定める育児休業を取得し、復職日が令和7年4月16日から同年10月1日で同じ職場に復職する方のうち、育児休業給付金(または育児休業手当金)の支給がある方※1

○申込書類の配布場所と期間

- ・各保育施設、市役所保育幼稚園室で配布
- ・令和6年9月24日(火)~10月11日(金)
土日祝除く 午前8時30分~午後5時15分まで

○申込受付期間と受付場所【一次受付】

- ・令和6年9月27日(金)~10月11日(金)
土日祝除く 午前8時30分~午後5時15分まで
- ・利用第1希望の保育施設へ提出してください。
(郵送での提出はできません。)※期間・時間厳守

※1 年子のきょうだいの場合などで給付金の支給がない方でも育休明けの申込みができる場合がありますのでご相談ください。

○対象児童

平成31年4月2日に以降に生まれた(生まれる予定の)児童で、保育利用開始日に満6か月以上であり、保護者・児童ともに名張市に住民登録のある児童。(申込み時点で名張市に住民登録がない場合は申請できません。)

○申込みにあたっての注意点

- ・申請時に出産前でも申込みができます。出生後に児童の名前、生年月日をご連絡ください。
- ・すでに復職されている方が、年度途中から保育利用を希望する場合は、申請できません。
- ・育児休業中に新規に保育利用を開始することはできません。復職時期からの利用となります。

○復職日が令和7年4月16日~令和7年10月1日の方の入所日(最終9/15入所)



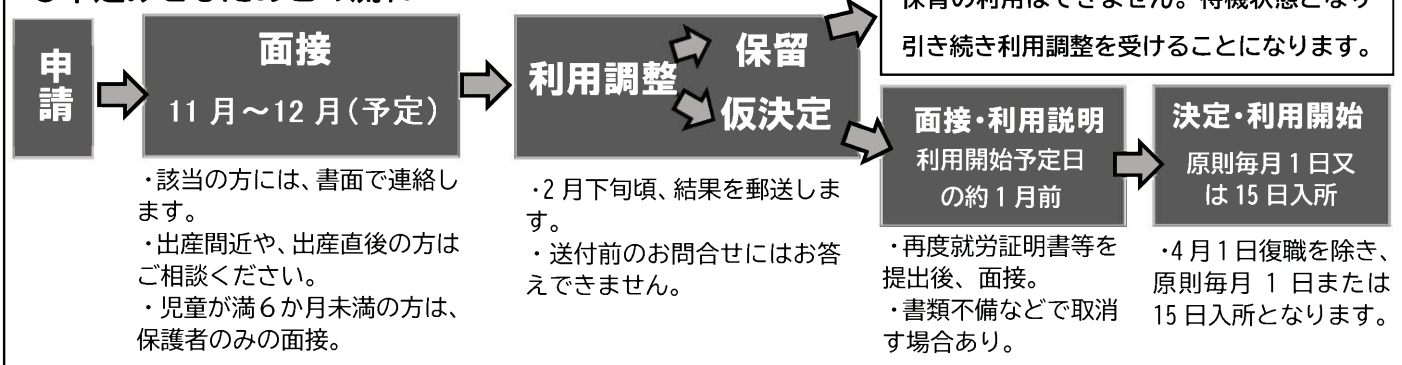
復職日	入所日	復職日	入所日
2日~15日	当月1日	16日~1日	当月15日(復職日が1日のときは前月の15日)

※復職日が令和7年4月2日~15日の場合、入所日は4月1日となります。

○ご用意いただく書類

必要な書類の一覧・記載例など、詳しくはP13~15およびP26~29をご覧ください。

○申込みをしたあとの流れ



○入所希望日の変更について

入所希望日は令和6年12月20日(金)17:15まで変更可能です。それ以降は出生日と出産予定日の関係で入所日を変更せざるを得ない場合のみ可能です。入所日を変更しない範囲での復職日の変更は入所前の面接までの間で可能です。(復職日確認の為再度証明書類の提出が必要な場合があります。)

※育休明けに保育を受けたい方(後期分)

後期:復職日が10/2~3/31

出産後に育児・介護休業法に定める育児休業を取得し、復職日が令和7年10月2日から令和8年3月31日までに同じ職場に復職する方のうち、育児休業給付金(または育児休業手当金)の支給がある方※1

○申込書類の配布場所と期間

- ・市役所保育幼稚園室(1階⑫番窓口)で配布
- ・令和7年4月1日(火)~11月20日(木)
令和7年8月1日より
土日祝除く 午前9時00分~午後4時30分まで

○申込受付期間と受付場所

- ・下記表の申請書類提出期間
(復職日により提出期間が異なります。)
令和7年8月1日より
土日祝除く 午前9時00分~午後4時30分まで
- ・市役所保育幼稚園室(1階⑫番窓口)
(郵送での提出はできません。)※期間・時間厳守

※1 年子のきょうだいの場合などで給付金の支給がない方でも育休明けの申込みができる場合がありますのでご相談ください。

○対象児童

平成31年4月2日に以降に生まれた(生まれる予定の)児童で、保育利用開始日に満6か月以上であり、保護者・児童ともに名張市に住民登録のある児童。(申込み時点で名張市に住民登録がない場合は申請できません。)



○復職日が令和7年10月2日~令和8年3月31日の方の入所日

申請書類提出期間	復職日	入所日	復職日	入所日
7/1~7/22 17:15まで	10/2~10/15	10/1	10/16~11/1	10/15
	11/2~11/15	11/1	11/16~12/1	11/15
9/1~9/22 16:30まで	12/2~12/15	12/1	12/16~1/1	12/15
	1/2~1/15	★1/1	1/16~2/1	★1/15
11/4~11/20 16:30まで	2/2~2/15	★2/1	2/16~3/1	★2/15
	3/2~3/15	★3/1	3/16~3/31	★3/15

○ご用意いただく書類

必要な書類の一覧・記載例など、詳しくはP13~15およびP26~29をご覧ください。

書類の不備があると受付できませんので、すべてそろえてからご提出ください。

マイナンバーの確認をするため、申請書提出時に保護者の本人確認書類、および保護者(父と母又は家計の主宰者)と入所希望児のマイナンバーカード、通知カード等の原本をお持ちください。(個人番号通知書は不可)

○調整結果の通知について

提出期限の翌月20日頃、仮決定通知を発送し、その後面接を予定しています。仮決定ができなかった場合は保留通知が送付され、そのまま待機状態となり引き続き利用調整を受けることになります。

○入所希望日の変更について

入所希望日は各申請書類提出期間内であれば変更可能です。それ以降は、誕生日と出産予定日の関係で入所日を変更せざるを得ない場合のみ可能です。入所日を変更しない範囲での復職日の変更は入所前の面接までの間で可能です。(復職日確認の為再度証明書類の提出が必要な場合があります。)



1

申込日について

復職日より、申込みが前期と後期に分かれています。復職日が令和7年4月16日から10月1日の方は前期申請、令和7年10月2日から翌年3月31日の方は後期申請となります。なお、復職日が令和7年4月2日から4月15日の方は入所日が4月1日となります。P8～9をよく確認して申込みをお願いします。

2

◆復職日と入所日をご確認のうえ、申込受付期間に必要な書類を全てそろえて提出してください。必要書類に不備がある場合や書類が全てそろっていない場合は受付できません。

※提出書類が全てそろったら事前に窓口で確認を受けることをお勧めします。

◆後期分申込みの方の就労証明書は、証明日が申請書提出期間の3か月前からのものを有効とします。提出時には復職後の勤務の状況を記載してください。(就労時間、日数、就労形態など)

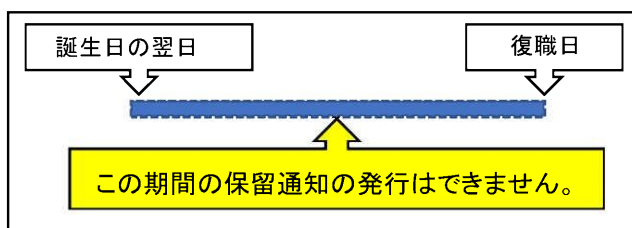
例：7/1～7/20が提出期間の方→証明日が4月以降のものは有効

証明日が3月以前のものは無効（提出不可）

3

復職日について

入所が仮決定しており、誕生日の翌日から復職日までに間が開く場合の入所保留通知は、育児・介護休業法に基づく「1歳の誕生日時点で、保育所等に入所を希望しているが入所できない場合」にはあたらないため、育児休業延長の為に必要な保留通知の発行はできません。復職日については勤務先とよく相談してください。



4

次年度の入所申込みが開始された時点で保育所等が決まっていな方は、令和8年度4月1日からの保育利用申込みもしておいてください。

入所日が★1/1以降の方（P9参照）は、令和7年度育休明けの保育申請の際は、令和8年度の申込みの際に提出した就労証明書のコピーを添付していただいてもかまいません。



【育休明け入所Q & A】



Q 1. 入所内定又は承諾となった後、以下の状況になったときはどうなりますか？

- ①出産前（育休を取得していた会社）とは別の会社に復職日から勤務することになった。
（会社の合併等を除く）
- ②1歳の誕生日の前日から入所月中に一度復職した後、育児休業対象児童の育児休業を（再）取得する。
- ③派遣会社に登録があるが育児休業取得後の勤務先が決まらなかった場合。
- ④母の復職に合わせて入所内定又は承諾となっていたが、父も育児休業を取得することになり入所日の変更が必要になった。
- ⑤復職予定前に妊娠し、復職せず産休に入った。

A 1. 内定又は承諾は取消しとなりますので、市役所保育幼稚園室で辞退の手続きをしてください。
なお、必要であれば待機登録をして再度利用調整を受ける必要があります。

Q 2. 母が復職する時期に父が仕事を辞め、求職中になった。

A 2. 母が育児休業明け保育の申請に必要な条件を満たしていれば取消しにはなりません。認定は就労から求職活動への変更手続きが必要になります。

Q 3. 復職前に市外へ引っ越すことになった。

A 3. 内定又は承諾は取消しとなりますので、市役所保育幼稚園室で辞退の手続きをしてください。
転出先での保育利用については、転出先の自治体へご相談ください。

Q 4. 育児短時間制度の取得など申請時の勤務時間より短くなった。

A 4. 利用時間の変更が必要な場合がありますので、市役所保育幼稚園室へお問い合わせください。

Q 5. 父も育児休業をとります。何か手続きが必要ですか？

A 5. 申請書提出前の場合は保護者のいずれもが復職をする日から入所日を決めてください。

申請書を提出後、申請内容の変更が可能な時期を過ぎ、復職日が変更になったことで入所日が変更になる場合は申請の取下げ、内定や承諾が出ている場合は取消しとなりますので、市役所保育幼稚園室で辞退の手続きをしてください。（入所日の変更がない範囲での復職日の変更は可能です。）

Q 6. 入所保留通知が欲しいです。

A 6. ハローワーク（厚生労働省）からの通知により、令和7年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります。詳しくは通知をご確認ください。

例えば満1歳で入所申請していない場合や4月1日入所希望の申請をしていない場合、また入所調整された園に行きたくない等の理由で入所取下げをした場合は、入所保留通知は発行できません。保育施設に空きがないときや、保育体制が整わず受け入れが困難な場合等は、入所保留通知を発行します。



ハローワークの通知



※年度途中から保育 を受けたい方 (待機登録)

年度途中から保育利用を希望する人は、4月1日以降、随時申込みを受付けています。ただし、各保育施設等には定員があるため、定員に空きがない場合は保育の利用はできません。

○申込受付期間

・令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)

令和7年8月1日より

土日祝除く 平日 午前9時00分～午後4時30分まで

・随時受付けています。市役所保育幼稚園室(1階⑫番窓口)へお申込み(待機登録)ください。

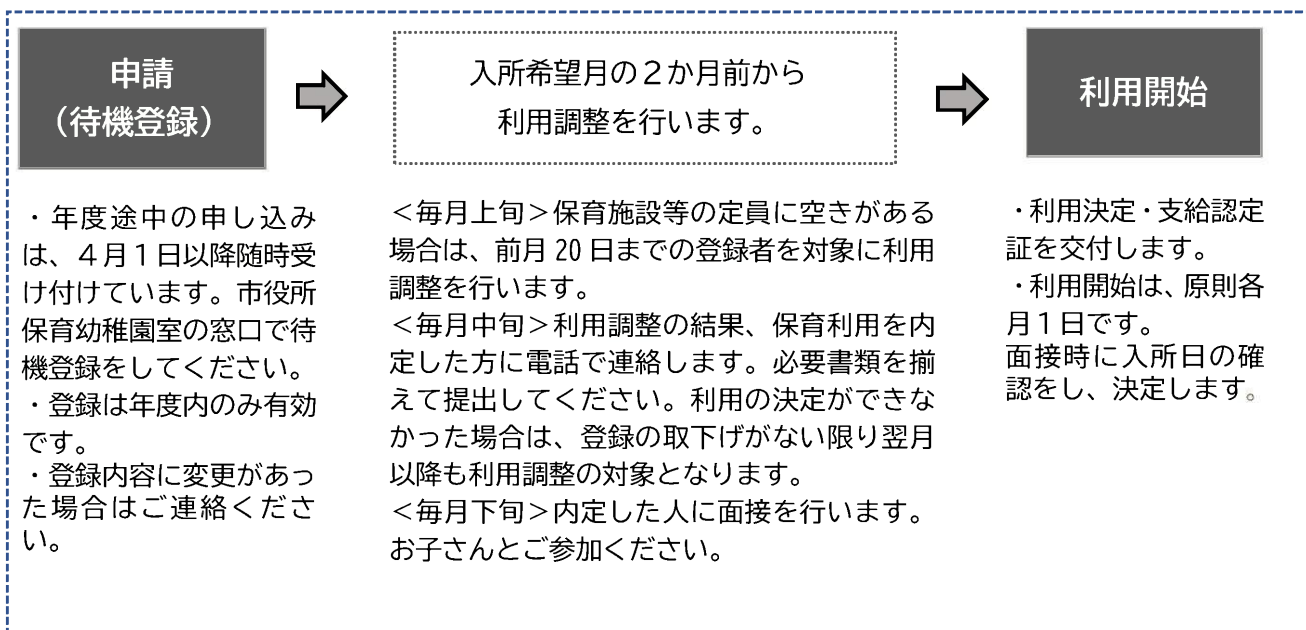
※調整は入所希望月の2か月前から行います。



○保育利用対象児童

平成31年4月2日以降に生まれた児童で、保育利用開始日に満6か月以上であり、保護者・児童とも名張市に住民登録のある方。

○申込みの流れ



○申込みにあたっての注意点

- ◆妊娠・出産要件等、期間限定で保育の利用をする場合は、利用期間終了後継続して保育利用はできません。引続き利用を希望する場合は、待機登録(教育・保育給付認定の申請)が必要です。
- ◆申込み時点で名張市に住民票がなくても申し込んでいただけますが、転入するまでは「仮認定」となり、利用開始日の前日までに住民登録がない場合は、利用の決定をしても取消しになります。なお、令和6年1月1日時点または令和7年1月1日時点で名張市に住民票がない場合、転入前の市役所等で所得の申告が必要となりますので、P20をご覧ください。申告を済ませておいてください。
- ◆転入前に保育施設を利用していた方は、教育・保育給付認定証(2号又は3号認定)の写しを添付してください。

5. 保育利用の申込みに必要な書類



○提出書類

① 申請書 (様式第1号)	・2025（令和7）年度教育・保育利用申込書兼家庭状況確認書 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（様式第1号） ・児童一人につき1枚必要です。 ・P26～29の申込書記入例と記入上の注意点をよく読んで記入してください。
② 家庭状況届書 (様式第2号)	・同居している18歳以上の方（令和7年4月1日現在）の状況について記入してください。※世帯分離している場合でも同居とみなしますので記入してください。
③ 保育を必要とする事由に関する証明書等	・保護者の就労状況等を確認するため、P14～15を参照し、いずれかの証明書等を提出してください。（原則、令和7年4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居者のうち児童から見て祖父母、曾祖父母の分も必要です。） ・保育の必要性を証明する書類は要件によって異なりますので、要件を確認の上、必要に応じた用紙を市役所保育幼稚園室か保育施設等でもらってください。（ダウンロード可。名張市ホームページhttps://onl.la/UVJdcYT） ・あわせて記入例も市のホームページに掲載しています。 - 右側のQRコードからも開くことができます。 ・証明書等の内容について、事業所等に訪問・電話等で確認させていただく場合があります。証明内容に虚偽があった場合は、保育利用の決定が取消しになる場合や、保育利用開始後であっても認定を取消することがあります。（認定が取消されると保育の利用ができません。） ・就労証明書等の書類を偽造・変造した場合、犯罪となる可能性があります。 申請に必要な書類のダウンロードはこちら
④ 個人番号確認票（マイナンバー提出用紙）	・保護者（父と母又は家計の主宰者）と児童のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード等の写し）が必要です。申請書の提出者（持参者）の本人確認書類の写しとともに、所定の封筒に入れ、必ず封をして提出してください。なお、個人番号の通知書は証明にはなりませんのでご注意ください。
⑤ 家庭票	・表面に、0・1歳児と2・3・4・5歳児に記入欄が分かれているところがありますので、該当部分にご記入ください。
⑥ 申込に関する確認書	・確認書に記載の各事項をよく読み、ご確認の上すべての口に✓を付け署名をしてください。（該当しない項目についても✓をつけてください。）

その他、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

<最終提出期限日：令和6年12月20日（金）>

一次受付において上記を提出済みの方で、差し替えが生じた場合は、
12月20日（金）午後5時15分までに再提出してください。

提出先：市役所保育幼稚園室（1階12番窓口）

※保育を必要とする事由を証明する書類

※就労先事業者等の証明者に無断で作成又は改変を行った場合は刑法上の罪に問われる場合があります。

※提出書類に虚偽があった場合は認定取消をする場合があります。(保育の利用ができなくなります。)

※利用開始時点から概ね2か月以上保育を必要とする事由を証明したもの。

各種様式
記入例はこちら



※勤務先の都合等で申込受付期間内に就労証明等の提出が間に合わない場合は、必ず就労確約書を提出し、最終提出期限までに差替えの書類を再提出してください。

保育が必要な事由		必要書類	注意事項
A.会社などに勤務している場合 (内定を含む)		☐ 就労証明書の原本 (内定を含む)	※月48時間以上の就労が必要です。 48時間未満の場合は求職中扱いとなります。
A.保護者本人または親族が代表を務める株式・合同会社等に勤務の場合		☐ 就労証明書の原本(内定を含む) ☐ 保護者の源泉徴収票	◆源泉徴収票がない場合は、給与支払明細書(直近3か月分)に加え、会社代表者の就労証明書及び法人事業概況説明書の表・裏の写しの提出。
B. 自営業	①事業主が保護者※1 または同居親族※2 の場合	☐ 就労証明書の原本(内定を含む) ☐ 保護者の源泉徴収票または 直近の確定申告書の写し (専従者の場合は事業主の確定 申告書の写しでも可) ☐ タイムスケジュール(農業の方)	◆左記の書類がない場合は、開業届 又は営業許可証等に加え、※1の方 は事業の収支が分かる明細書等 (直近3か月分)を、※2の方は保護 者本人の給与支払明細書(直近3か 月分)を年2回提出。
	②事業主が別居親族 の場合	☐ 就労証明書の原本(内定を含む) ☐ 保護者の源泉徴収票・直近の 確定申告書の写し・市民税 申告書の写しのうちいずれ か1つ(専従者の場合は 事業主の確定申告書の写し でも可) ☐ タイムスケジュール(農業の方)	◆左記の書類がない場合は、事業主の 就労証明書及び直近の確定申告書の 写しに加え、保護者の給与支払明細 書(直近3か月分)を年2回提出。
◆の書類は、開業及び就労開始1年以内の場合のみ提出可となるものです。年度末には必ず確定申告を済ませて ください。(次年度現況確認で提出していただきます。)			
D. 内職	・3歳児以上のクラス に在籍の場合のみ	☐ 就労証明書の原本(内定を含む) ☐ 取引先が発行した発注票・ 納品書や領収書等収入の わかるもの(直近3か月分) を年2回提出。 ☐ タイムスケジュール	※内職業者からの証明が必要です。 ★保育短時間のみ利用可能です。

☆保育を必要とする事由を証明する書類

※就労先事業者等の証明者に無断で作成又は改変を行った場合は刑法上の罪に問われる場合があります。

※提出書類に虚偽があった場合は認定取消をする場合があります。(保育の利用ができなくなります。)

※利用開始時点から概ね2か月以上保育を必要とする事由を証明したもの。

各種様式
記入例はこちら



保育が必要な事由	必要書類	注意事項
E. 妊娠・出産	☐ 母子健康手帳の表紙・出生証明書または出産予定日のわかるページ (指定の手帳等貼付用紙へ貼付)	★保育利用可能期間は、産前4か月前から産後6か月間に限ります。 その後も保育利用希望の場合、再度新規申込が必要です。
F. 保護者の疾病・障がい	☐ 診断書(市の指定様式のみ可) ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し(手帳貼付用紙へ貼付)	★保育利用可能期間は記載内容により変わります。
G. 同居親族の介護・看護	☐ 手帳の写し(手帳等貼付用紙へ貼付)又は診断書 ☐ タイムスケジュール	○上記Fと同様の手帳が未交付の場合は、診断書が必要です。 ○介護の場合→介護が必要な方の介護保険被保険者証(要介護度等記載ページ)※介護の従事時間に福祉サービスの利用時間は含まれません。
H. 災害復旧	☐ 罹災証明書	
I. 求職活動・起業準備	☐ 就労確約書 ☐ タイムスケジュール(起業準備のみ)	○起業準備の場合は、就労確約書に加えてタイムスケジュールが必要です。 ★保育利用可能期間は最長90日です。期間内に就労が決定しない場合は退所となります。保育利用時間は短時間のみです。
J. 就学・技能習得	☐ 学生証の写し(手帳等貼付用紙へ貼付)または在学証明書 ☐ 合格通知(これから就学される方) ☐ 受講証明書等の受講期間・時間・受講回数等が分かるもの ☐ タイムスケジュール	※学生証の写し又は在学証明書は在学期間が記載されていること。 ※趣味の講座・カルチャースクールなどは認められません。 ・月途中からの受講の場合の申請は、月途中から就労する方に準じます。(P7の下段参照)
A. 育児休業明け就労 (詳細はP8～11の”育休明けに保育を受けたい方”をご確認ください。)	☐ 就労証明書 ☐ 母子健康手帳の表紙・出生証明書又は出産予定日のわかるページ等(手帳等貼付用紙へ貼付) ☐ 育児休業給付金支給決定通知書の写し	

6. 利用調整

保育利用の可否については、名張市保育の利用に係る調整基準運用要領に定める、保育の必要性の高い児童から定員の範囲内において順次決定しますが、公平を図るため面接調査及び実態調査を行う場合があります。利用希望者数が定員を超えた場合は、申込書に記入された保育施設等以外に決定する場合、または保育の利用ができないことがあります。また、きょうだいが別々の保育施設等になることもあります。

○面接

保育を必要とする事由や家庭状況等の確認のために、11～12月頃に面接を実施します。

○実態調査

保育ができない状況等を調査するために、家庭や職場を訪問したり、職場に電話などで確認させていただくことがあります。

申込み書類の記載内容と事実が異なる場合には、保育の利用が取消しとなる場合があります。

○利用調整について

保育の必要性の認定を受けた方について、申請書や面接、実態調査の結果等をもとに、P18～19の「名張市保育利用調整基準」等に基づき、優先順位を決定し、利用調整を実施します。申請内容に変更があった場合の利用調整への反映は、最終提出期限日の令和6年12月20日（金）午後5時15分までの提出分といたします。

優先順位の高い方から保育の利用決定をしますので、早く申込みれば利用できる可能性が高くなる、または早く保育の利用を開始できるわけではありません。

○変更、その他の届出

- ◆申請内容に変更があった場合は、市役所保育幼稚園室へ速やかに届け出てください。
- ◆勤務先が変わった場合は、その都度、就労（内定）証明書を提出してください。
- ◆保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、保育認定が取消されることがありますのでご注意ください。保育の認定が取消されると、保育施設等を利用できなくなります。
- ◆教育・保育給付認定の有効期間満了後も引き続き保育施設等の利用を希望する場合は、再度、教育・保育給付認定の申請をしていただく必要があります。
- ◆原則、最終提出期限日を過ぎると、申請内容を変更することはできません。ただし、利用調整に反映はできませんが希望施設及び入所日以外の変更は、令和7年3月14日（金）まで受付可能です。
- ◆正当な理由がなく変更の申請を行わない場合や、虚偽の申請・報告を行った場合は、子ども・子育て支援法第24条及び同法施行令第3条により教育・保育給付認定の取消しを行うことがあります。

○申込みの辞退について

申請書を提出した後で、転出が決まった場合や保育の必要がなくなった場合は、市役所保育幼稚園室に利用申込辞退届が必要です。本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証等）と印鑑を持参の上、市役所保育幼稚園室（1階⑫番窓口）までお越し下さい。保護者以外の方が辞退届を提出する場合は、委任状が必要です。



※調整方針

利用調整については、事前に提出書類および保護者・児童との面接により家庭状況調査を実施し、名張市保育利用調整基準をもとに判定会議を行い、優先順位の高い児童から保育の利用を決定します。

1. 保護者それぞれについて基準表1により該当する項目の点数の合計を基準点とする。
2. 基準点に基準表2(調整点)を加えたものを総合点とする。
3. 総合点の高い児童から優先順位の決定を行う。
4. 総合点が同点の場合は、基準表3により順位を決定する。
5. 形態・調整事項が重複した場合は点数の高い方及び減点の大きい方を採用する。
6. ひとり親家庭の場合は95点を基準点に加算することとする。

※二次受付について

○令和7年4月1日入所、または育休明け保育の二次受付の申込み

一次受付期間内の申込みにかかる保育利用決定後、保育所等の利用定員に余裕のあるときは、二次受付で申込みをした者を対象に利用調整を実施し、内定者に面接を行った後、判定会議にて保育利用決定を行います。申請書は、一次受付期間終了後、随時配布します。

○申込書類の受付場所と申込受付期間

- ・市役所保育幼稚園室で受付（郵送での提出はできません。）
- ・令和7年1月6日（月）～1月17日（金）
土日祝除く 午前8時30分～午後5時15分まで ※期間・時間厳守

○育休明け保育の二次受付について

育休明けに保育を受けたい方は、一次受付と同じ注意事項がありますので、P8～11をよく確認して申込みをしてください。



※名張市保育利用調整基準

基準表1

番号	形態	区分	内容	点数
1	居宅外労働	居宅外就労 居宅外自営	①月150時間以上働いており、それに見合う収入があること	95
			②月120時間以上150時間未満働いており、それに見合う収入があること	80
			③月100時間以上月120時間未満働いており、それに見合う収入があること	70
			④月80時間以上月100時間未満働いており、それに見合う収入があること	60
			⑤月60時間以上80時間未満働いており、それに見合う収入があること	50
			⑥月48時間以上60時間未満働いており、それに見合う収入があること	40
2	居宅内労働	居宅内自営 農業	①月150時間以上働いており、それに見合う収入があること	90
			②月120時間以上150時間未満働いており、それに見合う収入があること	75
			③月100時間以上月120時間未満働いており、それに見合う収入があること	65
			④月80時間以上月100時間未満働いており、それに見合う収入があること	55
			⑤月60時間以上80時間未満働いており、それに見合う収入があること	45
			⑥月48時間以上60時間未満働いており、それに見合う収入があること	30
		内職 (0～2歳児は対象外)	①月80時間以上働いており、それに見合う収入があること	50
			②月60時間以上80時間未満働いており、それに見合う収入があること	40
			③月48時間以上60時間未満働いており、それに見合う収入があること	25
3	妊娠・出産	出産前後	出産予定日前4か月から出産以後6か月までの期間	90
4	疾病・負傷 (診断書がある場合に 限る。)	入院	入院期間及びその前後1か月以内	95
		居宅内療養 通院	①常時臥床の状態であること又は精神性疾患、感染症疾患若しくは難病	95
			②医師の診断により家庭保育が困難と認められる場合	80
			③週3回以上の通院による治療が必要である場合	30
5	心身障害	重度	①身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A	95
		中度	②身体障害者手帳3級若しくは4級、精神障害者保健福祉手帳2級又は療育手帳B	75
		軽度	③上記以外の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級	50
6	介護・看護	病院(施設)への付添い	同居の親族(長期間入院等している親族を含む)について、介護若しくは看護又は病院(施設)への送迎が必要である	居宅外労働に準ずる
		居宅内介護 看護	重度の障害があり、又は要介護認定4若しくは5である同居の親族について、介護又は看護をすることがあること	95
			中度の障害があり、又は要介護認定2若しくは3である同居の親族について、介護又は看護をすることがあること	70
			上記以外の程度の障害等がある同居の親族について、介護又は看護をすることがあること	30
7	災害復旧		火災等により家屋が損傷し、その復旧のため保育ができない場合(罹災証明がある場合)	80
8	継続的に求職(起業準備を含む)を行っており、必要な書類を提出した場合		就労先未定者(期限付き)	20
9	就学 技能習得	学校教育法に定める学校等において学び、又は公共職業能力開発施設等において職業訓練を受けるため、通学していること。(在学又は職業訓練の期間における保育所等の利用に限る。)	1週間に40時間以上	95
			1週間に32時間以上40時間未満	80
			1週間に20時間以上32時間未満	70
10	ひとり親家庭		緊急に就労が必要なとき又は就労中のとき。	95
			上記以外で就労が必要なとき。	80
11	生活保護世帯		就労による自立支援につながる場合等において、保育が必要なとき。	80
12	社会的養護		虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要と認められた場合	判定会議にて決定
13	その他		特に必要と認めたとき。	判定会議にて決定

※時間は実就労時間・学習時間とする(休憩・通勤・通学・残業時間を除く) ※4-①の精神性疾患は5-①に準じます。

- ★保護者それぞれについて、上記の基準を満たすことが必要です。(保護者のいずれかが基準を満たしていない場合は保育の利用はできません。)
- ★原則4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居者のうち児童からみて祖父母・曾祖父母について、保育が不可能であることの証明が必要です。
- ★労働とは・・・収入を得ることを目的として行うものとします。
- ★見合う収入とは・・・就労証明書等に記載された就労日数・時間数及び給与単位から計算される金額と同等額の収入を得るものをいいます。見合う収入に満たない場合は、最低賃金を用いて算出した就労日数等により基準点を判断します。
- ★基準を満たさない場合・・・3歳以上は1号認定となります。3歳未満は認定できません。
- ★必要書類の不備・・・期限内に利用調整に必要な書類が提出されない場合は、一番低い調整点になります。

基準表2(調整点) ※複数の項目に該当する場合は、そのうちの点数の高い方及び減点の大きい方を採用します。

記号	調整事項	点数
ア	ひとり親で同居家族がいない場合	10
イ	ひとり親で同居家族がいるが、保育することができない場合	5
ウ	配偶者と離婚調停中であること	1
エ	生活保護受給者で保育を必要と認められ、就労が内定している場合	1
オ	きょうだいで別々の保育施設等※1を利用し、同じ保育施設等になるように転所申込みをしている場合	10
カ	きょうだいが既に保育施設等※1を利用し、当該保育施設等の利用を希望している場合	6
キ	同居の祖父母等が65歳未満で保育不可の旨を証明できないとき	-5
ク	申込み締め切り時点において、保育料・副食費の滞納が3か月以上となっている世帯	-20
ケ	自営業における専従者	3
コ	雇用主が保護者の配偶者又は3親等内の親族であり、保護者が扶養控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となっている場合	-5
サ	保育施設等の利用希望児童が障害を有する場合	5
シ	保育施設等の利用希望児童以外に障害を有する児童を監護している保護者である場合	2
ス	児童相談所等関係機関の意見に基づき判定会議において保育の利用が望ましいと認められる世帯	10
セ	育休の為に利用解除になった児童が以前在籍していた保育施設等に再度申し込む場合(該当児童のきょうだいについて、当該保育施設等に申し込む場合を除く)	5
ソ	保育施設等の利用希望児童が多胎児の場合	5
タ	特定地域型保育事業を利用して、その保育期間満了に伴い転所を希望する場合(従業員枠での利用児童を除く)	5
チ	育児休業取得者で前年度途中からの利用を希望したが、利用できずやむを得ず育児休業を延長した場合	3
ツ	交通手段がないなどの特別な事情があると判定会議で認められた場合	5
テ	保護者が市内の保育施設等に保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労または内定している場合であって、1日の就労時間が6時間から8時間までの場合	8
ト	保護者が市内の保育施設等に保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労または内定している場合であって、1日の就労時間が6時間未満の場合	5

※1 認定こども園1号児も含む

基準表3(選考順位)

項目	選考順位		A(高い)	B(低い)
項目	1	きょうだいが既に当該保育施設等を利用している、又は利用が内定している場合(※1)	利用している	利用していない
	2	就労日数又は時間	多い	少ない
	3	利用開始希望日が早い者	早い	遅い
	4	住所地が当該保育施設等と同じ小学校区にある者(住所地に保育施設等がないものは中学校区)	ある	ない
	5	基準点の高い者	高い	低い
	6	特定地域型保育事業による保育を受けていた児童	受けている	受けていない
	7	保護者が市内の保育施設等に就労又は内定をしている場合	あり	なし
	8	提出書類が受付期間内に全て揃っている	揃っている	揃っていない

・優先順位については、基準表1・基準表2で算出した総合点により決定し、同点の場合基準表3の選考順位により決定します。ただし、上記を考慮してもなお同点の場合は、判定会議にて決定します。

・申込み書類の記載内容と事実が異なる場合(証明書類の偽造・変造含む。)には、保育の利用が取消しとなる場合があります。



7. 保育料等

保育料は、児童福祉法等の規定により保育施設等にかかる経費の一部を保育料として、また給食費等実費分を各家庭で負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて市民税額により決定します。算定時期は4月と9月の2回です。4月は進級による変更、9月は課税年度の変更により算定します。

2024(令和6)年度	2025(令和7)年度		2026(令和8)年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
2024(令和6)年度の市民税額で算定		2025(令和7)年度の市民税額で算定	



○所得申告について

- ◆保育料の算定及び副食費の免除判定にあたり、市民税の申告が必要です。(収入がなかった方もその旨の申告が必要です。)
- ・2024(令和6)年度市民税は、令和6年1月1日現在に住所地であった市役所等で申告してください。
(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入が対象)
- ・2025(令和7)年度市民税は、令和7年1月1日現在に住所地であった市役所等で申告してください。
(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入が対象)
- ◆2023(令和5)年及び2024(令和6)年中に、国外での収入がある方は、国外での収入及び控除等が分かる資料を提出してください。
- ◆世帯の所得が未確定の場合(未申告、税関係書類が未提出等)、税額等が確定するまでは、保育料は最高階層の金額で仮決定とします。税額が確定し次第、保育料を決定し、差額を精算いたします。
(ただし、年度をさかのぼっての精算はできません。)
- ◆修正申告等により税額が変更になった場合は速やかに保育幼稚園室へご連絡ください。保育料の変更は、保護者からの申し出等により市が確認した翌月からとなります。なお、遡っての変更・修正・及び還付は行いません。

○保育料の決定

- ◆公立保育所・私立保育園、認定こども園(保育部分)及び地域型保育事業の保育料は同じです。ただし、延長保育料は各施設の対応となります。
- ◆保護者の前年合計収入(4～8月分は前々年、9～3月分は前年の収入をいう。以下同じ。)が103万円未満の場合等、保護者のみで生計を維持していないと判断される場合には、同居の祖父母等を家計の主宰者・扶養義務者とし、主となる方を保育料の算定に含めます。なお、保護者の前年合計収入額を計算するにあたって、給与等以外の収入については、児童手当、児童扶養手当及び公的年金のみ、前年合計収入額に含めるものとします。
- ◆保育料減免等について
 - (1) 同一世帯の兄弟が、保育施設の他に幼稚園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設へ通所している場合、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援・企業主導型保育事業を利用する就学前児童がいる場合は、2人目以降の保育料を軽減します。入所後に、「保育の利用にかかる保育料 多子軽減申立書」に兄弟の在園証明を添えて提出してください(ただし、市内の幼稚園又は認定こども園に兄弟が在園している場合は、多子軽減申立書の提出は不要です。)。申請は毎年必要です。
 - (2) 保育料徴収額表の階層区分がB、C、D1、D2及びD3に該当する方のうち、ひとり親世帯ではない方で、同一世帯に在宅障害児(者)がいる世帯であり、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害

者保健福祉手帳をお持ちの方、又は特別児童扶養手当若しくは国民年金の障害基礎年金等を受給されている方がいる場合は、減免対象になります。入所後に、「教育・保育の利用にかかる保育料 減免申立書（在宅障害児（者）用）」と申立書に記載の添付書類を添えて提出してください。申請は毎年必要です。

○給食費について

- ◆給食費とは、主食（お米など）分と副食（おかず・おやつ）分とし、保育施設により、3～5歳児の主食分は現物持参となる所もあります。
- ◆満3歳児（1号認定のみ）・3～5歳児クラスの給食費は、施設の指定する方法でお支払いいただきます。
- ◆0～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれているため、別途お支払いの必要はありません。

○幼児教育・保育の無償化について

- ◆満3歳（1号認定のみ）・3～5歳児クラスの保育料は無償となります。
- ◆0～2歳児クラスについては、市民税非課税世帯のみ保育料が無償となります。
- ◆延長保育料、預かり保育料（1号認定のみ）、満3歳児（1号認定のみ）・3～5歳児クラスの給食費、通園送迎費、及び行事費などはこれまでどおり保護者の負担になります。なお、預かり保育料については、保育の必要性の認定を受けた方は、無償化の対象となります。（上限あり）

子どもの クラス (実施年齢)	認定区分 (保育の 必要性)	施設区分	保育料	給食費		他実費分
				主食費	副食費	
3～5歳児	1号認定 (なし)	私立幼稚園 (新制度)	無償	実費徴収 ※1		施設にご確 認ください。
		認定こども園				
	2号認定 (あり)	認定こども園				
		保育所				
0～2歳児	3号認定 (あり)	認定こども園	有償 ※2	保育料に含む。		
		保育所				
		小規模・事業所内・ 家庭的保育施設				

※1 主食は持参含む。年収360万円未満相当世帯の子どもと名張市子ども3人目プロジェクト対象の子どもの副食費（おかず代）が免除 ※2 市民税非課税世帯、第3子以降の子どもの保育料が無償

○名張市子ども3人目プロジェクトについて

- ◆名張市では、保護者が扶養している高校卒業まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どものうち、最年長の子どもを1人目とし、3人目以降の全ての子どもの保育料及び副食費を無償とします。該当する方は、入所後に「保育料・副食費 多子軽減申立書（名張市子ども3人目プロジェクト用）」を提出してください（他の自治体から児童手当を受給している方、又は公務員の方は、申立書に記載の添付書類を添えて提出してください）。申請は毎年必要です。



✿保育料徴収額表



令和7年4月1日適用

階 層 区 分			保育料 (月額)		(円)	
			保育標準時間認定		保育短時間認定	
			0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0		0	
B	市民税非課税世帯		0		0	
C	市民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	6,150		5,750	
		上記以外の世帯	12,300		11,500	
D1	市民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	6,300		5,900	
		上記以外の世帯	14,400		13,600	
D2	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,300		5,900	
		上記以外の世帯	19,900		19,000	
D3	57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	6,300		5,900	
		上記以外の世帯	22,500		21,600	
D4	77,101円以上 87,000円未満		25,200	0円	24,300	0円
D5	87,000円以上 97,000円未満		27,600		26,600	
D6	97,000円以上 115,000円未満		31,700		30,700	
D7	115,000円以上 133,000円未満		35,300		34,200	
D8	133,000円以上 151,000円未満		37,500		36,400	
D9	151,000円以上 169,000円未満		40,300		39,100	
D10	169,000円以上 190,100円未満		43,000		41,800	
D11	190,100円以上 211,300円未満		45,400		44,200	
D12	211,300円以上 256,100円未満		47,800		46,500	
D13	256,100円以上 301,000円未満		50,600		49,300	
D14	301,000円以上 397,000円未満		52,700		51,400	
D15	397,000円以上		54,500		53,100	

- (注1) 階層区分は、毎年4月から8月は前年度の市民税額、9月から翌年3月は当年度の市民税額により決定します。
- (注2) 市民税課税額を計算する場合には、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用しません。
- (注3) ひとり親世帯等とは、母子または父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯をいいます。
- (注4) 月途中に入所した場合の保育料は、日割り計算となります。退所は、原則月末日となりますので、在籍月分まで月額保育料がかかります。
(転出により、転出先の保育所等に月途中からの入所が決定している場合などは、例外的に日割り計算となります。)
- 自己都合で長期欠席されたりした場合は、利用の有無にかかわらず保育料がかかりますのでご注意ください。
- (注5) 10円未満の端数は切り捨てます。
- (注6) 保育必要量が標準時間の場合は一日最大11時間、短時間の場合は一日最大8時間の保育の利用に対する徴収額を示すものです。
- (注7) 教育・保育給付認定(以下「認定」という。)第3号は、満3歳に到達したことにより、年度途中で認定第2号になりますが、その年度中の保育料は認定第3号を適用します。
- (注8) 同一世帯から2人以上の児童が利用している場合の半額等適用の基準について
小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は上記の半額、3人目以降は無料とします。
- (注9) D2階層以下の区分において、生計が同一であれば年齢制限なく児童数に数え、そのうち第2子は上記の半額、第3子以降は無料とします。
- (注10) ひとり親世帯等についてはD3階層以下の区分において、生計が同一であれば年齢制限なく児童数に数え、そのうち第2子以降は無料とします。
- (注11) 名張市3人目プロジェクトとして、保護者が扶養している高校卒業まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童のうち、最年長の児童を1人目とし、3人目以降は無料とします。

☆教育・保育給付認定第2号・3号におけるスポット保育及び延長保育料金表

保育料徴収額表の階層区分の「A」及び「B（ひとり親世帯等及び里親に限る）」を除き、

次の保育時間に保育した場合においては、下記の料金を徴収します。

延長時間は各施設で異なりますので、利用施設にてご確認ください。

（※スポット保育及び延長保育の利用料については、幼児教育保育無償化の対象外です。）

（１）保育短時間認定の延長保育のスポット保育利用料金（１回あたり）

（円）

支給認定区分	時間 開所時間から ８：３０まで	８：００から ８：３０まで	１６：３０から １７：００まで	１６：３０から １７：３０まで	１６：３０から 保育標準時間 終了時間まで
２号認定（３歳以上児）	200	100	100	150	200
３号認定（３歳未満児）	250	150	150	200	250

※スポット保育料については、保育料徴収額表（注8）～（注11）を適用しません。

※利用料金については、申請時に現金で徴収します。

（２）保育標準時間認定の延長保育のスポット保育利用料金（１回あたり）

（円）

支給認定区分	時間 開所より11時間 経過後から 15分間後まで	開所より11時間 経過後から 45分間後まで	開所より11時間 経過後から 1時間後まで	開所より11時間 経過後から 2時間後まで
２号認定（３歳以上児）	200	400	500	600
３号認定（３歳未満児）	300	500	600	700

※スポット保育料については、保育料徴収額表（注8）～（注11）を適用しません。

※利用料金については、申請時に現金で徴収します。

※保育短時間認定の児童が利用する場合は、（１）に加算します。

※延長保育（月額）利用者が申請時間を超えて利用する場合は、利用した時間までのスポット保育利用料金と月額の申請時間までのスポット保育利用料金との差額を徴収します。

（３）延長保育料金（月額）

（円）

支給認定区分	時間 開所より11時間 経過後から 15分間後まで	開所より11時間 経過後から 45分間後まで	開所より11時間 経過後から 1時間後まで	開所より11時間 経過後から 2時間後まで
２号認定（３歳以上児）	2,000	3,000	4,000	5,000
３号認定（３歳未満児）	2,500	4,000	5,000	6,500

※延長保育料については、保育料徴収額表（注8）を適用し、（注9）～（注11）を適用しません。

※公立保育所においては、保育料徴収額表に定める額に加算して徴収します。

※公立保育所以外の保育施設では、延長保育料金のみ別途徴収となります。





詳しくは HP へ

8. 休日保育

市内の保育施設・事業を利用している方で、保護者のいずれもが教育・保育給付認定を受けた事由が休日も常態的にあり、休日に家庭での保育ができない場合、名張西保育園で休日保育を実施しています。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）については、実施していません。

- ◆希望者は、保育幼稚園室に申請し、休日保育の承諾を受ける必要があります。
- ◆市が発行した承諾書を添えて、名張西保育園で登録の手続きをしてください。
- ◆いずれの年齢も利用定員を超える場合は登録ができないことがあります。申請・登録は毎年3月頃となります。※定員を超えた場合は、抽選による登録となります。

9. 給食



給食で初めて食べる食材がないよう各家庭で少しずつ試しておいてください。特に子どもによってはアレルギーの出やすい食材があります（例えば、青魚、卵、小麦、牛乳、乳製品など）ので、必ず試してみてください。お子さまの様子を把握しておいてください。

○年齢別の内容について

- ◆0歳児クラスは、授乳や離乳食の対応をしています。離乳食は児童の状況に合わせて提供します。
- ◆1歳児・2歳児クラスは、午前のおやつ、昼食（主食・副食）、午後のおやつを提供します。
- ※1歳児クラスの児童で離乳が完了していない場合は、状況に合わせて対応します。
- ◆3歳児から5歳児クラスは昼食（副食）と午後のおやつを提供します。

※昼食の主食（ごはん）はご家庭からお持ちいただきますが、施設によっては主食を提供する場合（有料）があります。詳しくは入所決定施設へご確認ください。

○個別対応について

保育施設等では、集団生活の中で同じ給食を食べることを基本としますが、食物アレルギーや疾患等によっては個別対応が必要な場合があります。食事に関する心配がありましたら、事前にご相談ください。なお、食物アレルギーや疾患による除去食対応等につきましては、医師の診断書と「食物アレルギー除去食申請書」等の提出が必要です。面談をした上で除去食等を実施します。

※アレルギーの内容によっては、入所延期や他の園に再調整させていただく場合もあります。

※アレルギーが判明した場合、早急にご連絡ください。

10. その他



☆保育利用時の注意事項

- ◆住所変更や結婚・離婚、税申告等により、家庭の状況や保育料算定又は、副食費免除判定に関わる事項に変更があった場合は、速やかにお申し出ください。入所後の変更は毎月20日までに保育幼稚園室へ届出をしてください。
- ◆「妊娠・出産したとき」「就労時間が変わったとき」等、保育を必要とする事由や保育必要量区分変更の場合は、認定変更申請書及び必要書類を毎月20日までに、利用施設へ提出してください。教育・保育給付認定変更は、翌月1日時点の事由について認定します。月途中の変更や、事由発生日にさかのぼっての変更は行いません。変更後に新たな支給認定証を送付しますのでご確認ください。

☆育児休業中の保育利用

◆保護者が育児・介護休業法に定める育児休業を取得し、育児休業給付金の支給があり、同じ職場に復帰する場合※1であり、かつ妊娠・出産認定終了日（産後6か月を経過する日の属する月の末日）時点ですでに保育施設等を利用していた児童※2については、児童の環境の変化に留意する必要があるという観点から利用の継続を行います。

※1 この場合に該当しない児童は、妊娠・出産認定終了日（産後6か月を経過する日の属する月の末日）で退所となります。

※2 0歳児～5歳児。（令和7年度から実施。令和6年度までは2～5歳児）

なお、4～5歳児については、育児休業給付金が支給されていなくても産前から勤務している勤務先で発行された育児休業取得証明の提出があれば対象となります。

◆この取扱いは在園児のみに適用するものであり、育児休業中に新規で保育利用の申請をすることはできません。

☆他市町村の保育施設等への入所を希望される場合（広域利用）

◆委 託

名張市にお住まいで、市外に就労場所があり、市内の保育施設では送迎が困難などの理由により、市外の保育施設への入所を希望する方は、広域利用の手続きが必要です。広域利用は締め切り日や条件等、市内入所の場合と異なる部分が多いため、希望する方は、事前にご相談ください。

また、どの自治体も市内のお子様の入所が優先ですので、あらかじめご了解のもと申込みください。

◆受 託

市外にお住まいで、名張市に就労場所があり、お住まいの自治体の保育施設では送迎が困難などの理由により、名張市の保育施設への入所を希望する方は、お住まいの自治体で広域入所の手続きが必要です。名張市内のお子様の入所が優先となるため、二次受付からの申請となりますので、お住まいの自治体にご相談ください。

☆一時預かり



保護者の就労や、疾病、出産、冠婚葬祭、育児リフレッシュなど、通常保育以外の一時的な保育需要に対応するため、各園1日おおよそ1名から2名を限度としてお子様を一時的に保育所（園）等でお預かりする事業です。

お問合せ、お申込みは各保育所（園）、認定こども園等で受付けています。

詳しくは HP へ



申 込 理 由	利 用 日 数
保護者の就労形態・就学などにより、家庭における保育が断続的に困難となる児童	1週間につき3日
保護者の疾病、入院、災害、事故、出産、看護、介護または冠婚葬祭など、社会的にやむをえない事由により緊急・一時的に保育を必要とする児童	施設長が必要と認める日数
保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等私的な理由やその他の事由により保育を必要とする児童	1か月につき15日利用

2025(令和7)年度 教育・保育利用申込書 兼 家庭状況確認書
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

記入例

名張市長 宛

名張市社会福祉事務所長 宛

次のとおり、教育・保育の利用または継続及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。
また、次のとおり同意します。

1. 名張市が教育・保育の利用または継続及び施設型給付費・地域型保育給付費に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
2. 教育・保育の利用が決定した場合には、必要となる児童や家庭の情報を提供し、及び育児休業明け予約分)に
3. ことから、結果は利用調整の結果と同時期の通知になること。
4. ない場合は、一番低い調整点になること。

ボールペンなど消えないインクで
記入してください。

幼稚園や認定こども園の1号も
申し込まれている方は、チェック
及び申し込んだ園名を記入して
ください。

☐ 幼稚園・認定こども園
(教育認定)1号併願

現在申込中の園名
()

提出日	令和 ○年○月○日		〒518-0701 名張市 鴻之台1番町○番 ○○マンション101号室	転居予定 先住所	〒518- 転入・転居予定日(R 年 月 日) 名張市
現住所				送付物 郵送先	☐ 現住所 ☐ 転入・転居予定先住所(R 年 月 日から)
保護者氏名	フリガナ ナバリ (姓) 名張	タロウ (名) 太郎	連絡先 (連絡順)	(2)父携帯 090 - 1234 - 5678 (1)母携帯 080 - 1234 - 5678 (3)その他 (株)○○ 63 - 1234	

児 童	氏 名	性別	生年月日	2025(令和7)年 4月1日現在	特別児童扶養 手当受給の有無
	フリガナ ナバリ (姓) 名張	ジロウ (名) 二郎	男・女 (男) 令和 平成 3年 7月 21日生	満 3 歳	有・無 (無)

①利用(転所)を希望する施設名	希望施設での入所が決まらない場合、ほかの施設での利用調整を希望しない場合	下に記載の利用を希望する施設以外で調整も希望しません。
利用を希望する施設名	第1希望 第2希望 第3希望	第4希望 第5希望
教育・保育の利用を希望する期間 ※A・Bいずれかを○で囲み、期間を記入してください。	A 今 B 令和	※年度当初(4月1日)から利用を希望する場合は、Bを○で囲み4月1日からと記入してください。 妊娠・出産要件で利用する場合は、Aを○で囲み、保育が必要な期間を記入してください。 (4月1日～出産後6か月を経過する日の月末まで)
※育児休業明け保育の申込みの方のみ記入してください。	母:復職日【R 年 月 日】	父:復職日【R 年 月 日】

②世帯の状況 ※利用開始時点の状況を記入してください。同じ住所に居住の方は全て記入、別居でも生計同一の方がいれば記入してください。									
区分	氏 名	児童との続柄	生年月日	会社名(自営の屋号) 学校名・園名等	生計関係	障がいの有無	2年以内の転入・転出の有無	(市記載欄)	
児童を除く家庭状況	名張 太郎	父・母	昭和・令 59年 5月 4日	株式会社○○ 同居・別居(住所:)	同一・別	有・無	有・無 (R6年 7月) (○○市区町村) から転入・へ転出		
	名張 花子	父・母	昭和・令 63年 6月 7日	株式会社□□□ 同居・別居(住所:)	同一・別	有・無	有・無 (R 年 月) (市区町村) から転入・へ転出		
	名張 一郎	兄・姉 弟・妹 (他)	昭和・令 15年 5月 27日	○○大学 同居・別居(住所:○○県XX市)	同一・別	有・無	有・無 (R6年 4月) (XX市区町村) から転入・へ転出		
	名張 太一	兄・姉 弟・妹 (他:祖父)	昭和・令 29年 4月 3日	別居で生計同一の方がいれば、 別居に丸をした上、 市区町村名までご記入ください。	同一・別	有・無	有・無 (R 年 月) (市区町村) から転入・へ転出		
	名張 梅	兄・姉 弟・妹 (他:祖母)	昭和・令 30年 11月 18日	同居・別居(住所:)	同一・別	有・無	有・無 (R 年 月) (市区町村) から転入・へ転出		
申請児童と同居されている方を全員記入してください。 また、世帯分離していても、同じ住所に居住されている方や、単身赴任・修学等で別居をしていても、生計が同一の方は記入してください。 離婚前提の場合も記入してください。					同一・別	有・無	2年以内の転入・転出について記入してください。		

(※裏面もご記入ください)

③ 保育を必要とする事由等

保育を必要とする事由	続柄	必要とする事由			
	父	☒ 就労 ☐ 保護者の疾病・障がい ☐ 同居または長期入院等している同居親族の看護・介護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ その他()			
		☒ 就労 ☐ 保護者の疾病・障がい ☐ 同居または長期入院等している同居親族の看護・介護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ その他()			
世帯状況		☒ 右記以外 ☐ ひとり親世帯 ☐ 在宅障がい児(者)のいる世帯 ☐ 離婚調停中			
生活保護の状況		☒ 適用なし ☐ 適用あり(平成・令和 年 月 日保護開始)			
住所地市町村		R6.1.1時点 ☐ 名張市 ☒ 市 ☐ 区・町・村 ☐ 海外 R7.1.1時点 ☒ 名張市 ☐ 市・区・町・村 ☐ 海外			
保護者勤の時間	就労時間(時短等取得前の時間)	(平日) 8時 30分 ~ 17時 15分		(平日) 9時 00分 ~ 18時 00分	
	育児短時間勤務	(土) 8時 00分 ~ 17時 15分		(土) 時 分 ~ 時 分	
	時間 10分	名張市△△〇〇番地			
利用区分		利用時間			
☐ 保育標準時間・ ☒ 保育短時間		8時 30分 から 16時 30分 まで			

④ 本児の状況について

・アレルギーはありますか。 ☐ なし ☒ あり(アレルゲン:小麦、卵)	
・身体障害者手帳を持っていますか。 ☒ いいえ ☐ はい(級)(障がい名:)	
・療育手帳を持っていますか。 ☐ いいえ ☒ はい(判定区分:B1)	
・心身の発達等のことで相談機関等にかかっていますか。 ☐ いいえ ☒ はい	
はいに ☒ をされた方・・・かかっている相談機関等	
☐ 児童発達支援センターどれみ ☐ 名張市立病院小児発達支援外来 ☒ 名張市子ども発達支援センター こあっこ教室 うさぎさん教室 ☐ 医療機関名() ☐ その他()	
・本児の保育の状況について ☐ 施設名 在園中 ☐ 育休取得時に保育施設を退所した。(施設名) 退所年月:R 年 月 ☐ 前年度に利用申請または待機登録をしていたが利用できなかったため、育休休業を延長した。	

⑤ 兄弟姉妹で利用申込をしている場合

・兄弟姉妹が別々の保育施設であれば利用できる場合、利用を希望しますか。 ☐ 別々でも希望する ☐ 別々なら取り下げる	
・兄弟姉妹が同時に利用できる場合、どちらを希望しますか。 ☐ 希望順位が下でも、同じ保育施設の利用を希望する ☐ 兄弟姉妹別々でもそれぞれの希望順位の高い保育施設を希望する	

【 記入はここまで 】

※以下、市記載欄のため記入不要です

教育・保育給付認定区分	認定期間	点数	
☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号	自 令和 年 月 日 ☐ 令和 年 月 日 至 ☐ 小学校入学まで ☐ 3歳の誕生日の前々日まで	基準点	調整点
保育必要量区分 ☐ 標 ☐ 短		父	
		母	
		合計	
《備考・経過記録》			
【育児休業給付金写し(R 年 月 日提出)・未提出】			
本人確認 ☐ 代理人 ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他()	マイナンバー確認 ☐ マイナンバーカード ☐ 通知カード ☐ 住民票 ☐ その他()	確認者 ☐ 市役所 ☐ 教育・保育施設 ☐ 郵送	提出先
本人確認不備 ☐	マイナンバー不備(父・母・子)・未出生	確認書不備 ☐	

記入上の注意

この保育利用申込書兼家庭状況確認書・教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し、ご記入のうえ第1希望の保育施設に提出してください。育児休業明け保育の方も同じです。

なお、家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、児童1人につき1枚の申請用紙が必要になります。 ※ボールペンなど消えないインクで記入してください。鉛筆又は消せるインクで記入された場合は再提出していただきます。

【表面】

- 1 「提出日」欄の上記に記載の同意の内容を確認の上申請書への記入をお願いします。
- 2 「現住所」欄は、現在の住所と郵便番号を記入してください。現在名張市に住民登録がない方も現住所の欄に記入のうえ、「転居予定先住所」欄に転居先の住所を記入し、転入後に必ず連絡をしてください。転入までは仮認定・仮決定となります。2025（令和7）年3月31日時点で転入が確認できない場合は、取消しとなりますので予めご了承ください。
- 3 「電話番号」欄の「緊急時連絡先」には、（ ）に連絡の順番をご記入のうえ、電話番号を記入してください。
- 4 「児童」欄は「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。また、2025（令和7）年4月1日時点の年齢を記入してください。
- 5 「特別児童扶養手当受給の有無」欄は、申請児童が特別児童扶養手当（身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度）受給の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 6 ①「利用を希望する施設名」欄は、希望する順位に従い施設名を記入してください。また、希望施設での入所が決まらない場合、ほかの施設での利用調整を希望しない場合は☑を入れてください。
- 7 ①「教育・保育の利用を希望する期間」欄は、小学校就学に達するまでの期間のうち、教育・保育施設の利用を希望する期間を記入してください。
年度当初から教育・保育施設の利用を希望する場合は2025（令和7）年4月1日からと記入してください。育休明け保育の場合はP8～11を参照の上1日又は15日のいずれかを選択し記入してください。妊娠・出産で利用を希望する場合は期間限定の利用となりますので、Aを○で囲み、保育が必要な期間を記入してください。
- 8 ①「※育休明け保育の方のみ記入してください」欄は保護者の復職予定日を記入してください。（育休を取得されていない方は記入の必要はありません。）
- 9 ②「児童を除く家庭状況」欄は、利用開始時点での申請児童以外の同居者を全員記入してください。同居には同一敷地内に居住する方も含みます。単身赴任や修学等で別居をしていますが、生計が同一の方は記入してください。また、離婚前提等の別居の場合も記入してください。
- 10 「2年以内の転入・転出の有無」欄は「有・無」どちらかに○をつけ、「有」の場合はその年月、転入元（転出先）の自治体名を記入してください。



【裏面】

- 1 1 ③「保育を必要とする事由」欄は、保護者各々及び保育を必要とする事由を選び該当するものをチェック☒してください。
- 1 2 ③「世帯状況」欄は、該当するところにチェック☒をしてください。在宅障害児（者）のいる世帯で保育料の階層区分がD3以下の場合は、保育料・副食費が減免となる場合がありますので、入所後に身体障害者手帳等の写しを添えて減免申請書を提出してください。
- 1 3 ③「住所地市町村」はR6年、R7年それぞれの1月1日時点の住所地をチェックしてください。記入時点で該当の年月日が未到来の場合は予定を記入してください。
- 1 4 ③「保護者の就労・通勤時間等」欄の、「就労時間」欄は、勤務先との休憩時間を含んだ契約上の就労時間（残業は含まない）を記入してください。育児短時間勤務を取得されている方は、取得前の通常の就労時間を記入し、「育児短時間勤務」欄には短時間勤務時間を記入してください。（育児短時間勤務を取得されていない方は記入の必要はありません。）
「通勤時間」欄は、第1希望の保育施設から勤務先までの片道の所要時間を記入してください。また、勤務先住所についてもご記入ください。
- 1 5 ③「希望する利用時間等」の「利用区分」欄は、該当するものにチェック☒し、「利用時間」欄に希望する保育の利用時間を記入してください。保育標準時間には、原則、休憩時間と通勤時間を含んだ就労等の時間（残業は含まない）が1か月120時間以上の方（フルタイム就労等）が該当します。保育短時間には、原則、休憩時間と通勤時間を含んだ就労等の時間が1か月120時間未満の方（パートタイム就労等）が該当します。
※ P4のフローチャートにてご確認ください。
- 1 6 ④「本児の状況について」欄は、申請児童について該当するところにチェック☒及び記入してください。
- 1 7 ⑤「兄弟姉妹で利用申込をしている場合」欄は、該当される方のみチェック☒してください。

【留意事項】

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び教育・保育施設利用については、下記の理由により希望に添えないことがありますので、予めご了承ください。

- ・ 保育を必要とする事由に該当しないため、希望する認定が受けられない。
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設を利用できない、また、きょうだいが希望する同じ施設を利用できない。
- ・ 保育を必要とする事由により利用期間が限定される。

各種様式
記入例はこちら



- ・ 家庭状況届出書
- ・ 就労証明書
- ・ 農業・起業準備タイムスケジュールの申告書
- ・ 看護・介護・内職・就学タイムスケジュール申告書
- ・ 手帳等写し貼付用紙
- ・ 診断書 ・ 確約書 ・ 家庭票
- ・ 個人番号確認票（マイナンバー提出用紙）



名張市公式 LINE



便利な機能がたくさん！

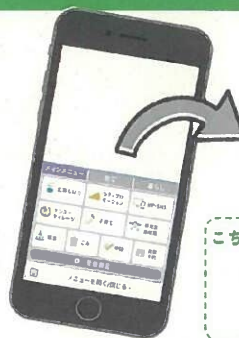
- ✓ 健康・医療、お出かけ情報など
自分が知りたい情報が届く！
- ✓ ごみの収集日の通知が来る！
- ✓ 災害情報をすぐに確認！

LINEの「友だち追加」
から登録！

QRコード



ID 検索
「@nabaricity」



『受信設定』から、
健康・医療、お出かけ情報（観光）など、
知りたい情報の設定
をしてね！

こちらも登録お願いします！

市公式
SNS

